

新エターナル <第 35 号>

「オリンピック・アジェンダ 2020」が示唆する持続可能な成長への処方箋

～ アベノミクス第 3 の矢は、自然資本に打ち込むべし ～

1. はじめに

2014 年 12 月 8 日、国際オリンピック委員会 (IOC) の第 127 次総会で、オリンピック・ムーブメント改革の戦略的ロードマップ「オリンピック・アジェンダ 2020」の全 40 項目が全会一致で承認されました。

この改革案は、招致プロセスの改革と持続可能な開発を重視するトーマス・バッハ IOC 会長の意思に基づいて約 1 年をかけて作成されたものです。会長の指示で 14 のワーキング・グループが設置され (図表 1)、IOC 理事会、オリンピック・サミット、IOC の各委員会への諮問を経て、IOC 関係者の合意形成が進められました。これと並行して、オリンピック・ムーブメント関係者のみならず、様々なステークホルダー (学識者、NGO、ビジネス、等) から 1,200 のアイデアと 43,500 通の電子メールを集めて、ワーキング・グループに共有するというマルチ・ステークホルダー・プロセスを経ています。¹⁾

このアジェンダに沿った招致プロセスが適用されるのは 2024 年の夏季オリンピックからとされていますが、すでに準備を進めている大会についても考慮される可能性があります。平昌 (2018 年) や東京 (2020 年) での分散開催や東京での野球・ソフトボール復活などが巷間で議論となっているのは、アジェンダの内容が引き金になっています。

しかしながら、アジェンダが提言しているのは、このような個別の事情ではなく、「持続可能性 (sustainability)」「信頼性 (credibility)」「若者 (youth)」を重点テーマとすることによって、唯一無二の存在であるオリンピック競技大会を堅守し、社会におけるスポーツの存在を強化することです。

本稿では、この IOC のビジョンを踏まえて、東京オリンピックを機会に日本の社会やビジネスのすむべき方向を考察いたします。

図表 1 アジェンダ開発のために設置された 14 のワーキング・グループ名 (仮訳)

オリンピック競技大会の唯一性	
WG1: 招致手続き	WG2: 持続可能性とレガシー
WG3: オリンピック競技大会の差別化	WG4: オリンピックプログラムの構成手続き
WG5: オリンピック競技大会のマネジメント	
オリンピック・ムーブメントの核心としてのアスリート	
WG6: クリーンアスリートの保護	
オリンピズムの活動: 1 年 365 日、オリンピズムを生かす	
WG7: オリンピック・チャンネル	WG8: 若者戦略を含めたオリンピズムの活動
WG9: ユース・オリンピック・ゲーム	WG10: 文化に関する方針
IOC の役割: 多様性における統一	
WG11: よいガバナンスと自治	WG12: 倫理
WG13: スポンサー、ライセンス、販売の戦略的レビュー	
IOC の構造と組織	
WG14: IOC 会員資格	

2. アジェンダが重視する持続可能性

バッハ会長が重視する持続可能な開発の考え方が強く反映されているのが、WG1（提言 1, 2）と WG2（提言 4, 5）の提言です。バッハ会長の以下の発言は、これらを端的に表しています。

「招致プロセスをより（候補都市への）要請とするために、私は考え方を少し変えることに挑戦します。私は、オリンピック競技大会が、候補都市にとって、いかに彼らの長期的な都市、地域、そして国の開発に調和し、彼らの環境の持続可能な開発に貢献しうるかを学んでほしいと思っています。」
2)

図表 2 オリンピック・アジェンダ 2020 の持続可能性に関する提言とその要点（抄訳）

<p>提言 1：招致プロセスが（候補都市への）要請となるように改変する。 「IOC は、候補都市が彼らのスポーツ、経済、社会、環境に関する長期計画にもっとも適するオリンピック事業を提案するように要請する」という新たな哲学を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の最大限の使用、仮設及び組立式施設の使用の推進 ・持続可能性を特に理由として、主催都市以外、例外的に開催国以外、での予選の開催の推奨 ・持続可能性と地勢を特に理由として、主催都市以外、例外的に開催国以外、での競技の開催の推奨等
<p>提言 2：重要な機会とリスクのアセスメントによって候補都市を評価する。 評価委員会の報告書は、持続可能性とレガシーに強く焦点を合わせることによってより顕在化するリスクと機会を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IOC は、既存施設の最大限の使用及び長期的な施設需要が存在しないか正当化できない場所での仮設及び組立式施設の使用について、プラス側面として考慮 ・委員会が、持続可能性とレガシーに特に焦点を合わせて、社会、経済、政局のようなテーマについて、第三者や独立した者のアドバイスは有益等
<p>提言 4：オリンピック競技大会のすべての側面に持続可能性を含める。 IOC は、持続可能性に関してより率先した立場とリーダーシップをとり、オリンピック競技大会の計画と開催のすべての側面に持続可能性を含めることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的及び実際のオリンピック競技大会組織委員会が、彼らの事業のすべての段階において、経済面、社会面、環境面を包括する持続可能性手段を統合し、導入できるようにするために持続可能性戦略を開発する。 ・新たに選定された組織委員会が、組織全体に持続可能性を統合する最良のガバナンスを確立できるように支援する。 ・ICO は、組織委員会と世界オリンピック開催都市連盟（UMVO）のような外部組織の力を借りて、競技大会終了後にレガシーをモニタリングすることを確実にする。
<p>提言 5：オリンピック・ムーブメントの日々の活動に持続可能性を含める。 IOC は、持続可能性原則を内部化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IOC は、自らの日々の活動に持続可能性を含める。（物品とサービスの調達、移動による二酸化炭素排出、本部統合への最良の持続可能性基準の適用） ・ICO は、オリンピック・ムーブメントのステークホルダーに彼らの組織や活動に持続可能性を統合できるように取り組む。（推奨事項の開発、ベストプラクティス集やスコアカードといったツールの提供、関係者間の情報交換の仕組みの提供、オリンピック・ソリダリティのような既存のルートを通じた導入への支援） ・IOC は、以上を達成するために、UNEP（国連環境計画）のような関連外部組織と協働する。

約 1 年前に東京オリンピック特需を当て込んで建設・不動産業界が盛り上がった論調は、すでに IOC のビジョンとずれていたことがわかります。また、このアジェンダがもし早く出ていれば、新国立競技場のコンペのプロセスと結果に影響を与えたことは想像に難くありません。

舛添東京都知事は、すでに一部施設の建設中止と他県の既存施設での分散開催、そして東日本大震災被災地での競技開催について表明しています。これに対する批判の声もありますが、IOC のビジョンが国内で適切に報道されていないことが理由と言えます。

3. 持続可能性を追求したロンドン大会に日本が学ぶべきこと

IOC の持続可能性に対する方針は、今回初めて提示されたわけではなく、従来から取り組まれてきたものです。³⁾ 1992年の地球サミットの際に、IOC は、スポーツが地球環境問題に対して積極的な役割を果たすことができると気づき、スポーツ、文化に加え、環境を第三の柱に位置付け、持続可能なオリンピックを目指すようになりました。

オリンピック憲章の1994年改正では、IOC の役割に「環境問題への責任ある関心を示すという条件のもとでオリンピック競技大会が開催されるよう配慮する」が追加されました。このパラグラフはその後何回か改正され、現在は「環境問題に関心をもち、啓発・実践を通してその責任を果たすとともに、スポーツ界において、特にオリンピック競技大会開催について持続可能な開発を促進すること。」となっており、オリンピック競技大会での持続可能性に対する責任がより明確にされています。

また、IOC は1999年に「オリンピックムーブメント アジェンダ 21 - 持続可能な開発のためのスポーツ」を採択しました。そして2005年には、このアジェンダを実施するためのツール「IOC スポーツと環境・競技別ガイドブック」を発行しています。

こうしたIOC のビジョンを踏まえて、大会全体を通じて持続可能性を追求したのが、ロンドン・オリンピック・パラリンピック競技大会です。⁴⁾

図表3 ロンドン大会の持続可能性への道のり

- 2004年10月 立候補ファイル提出（「環境と気象」の章で、持続可能性を強調）
- 2005年7月 開催地に選定
- 2005年10月 ロンドン・オリンピック・パラリンピック組織委員会（LOCOG）設立
- 2006年3月 オリンピック会場建設委員会（ODA）設立
- 2006年7月 LOCOG が「ロンドン2012 持続可能性方針」発表
持続可能性の枠組みとして、「気候変動」、「廃棄物」、「生物多様性」、
「インクルージョン」、「健康的な生活」を基本テーマに
- 2007年11月 LOCOG が「Towards a One Planet 2012」発表（持続可能性計画として）
- 2007年11月 英国規格「BS8901：イベントの持続可能性マネジメントシステム」発行
- 2008年10月 ODA が「生物多様性行動計画」発表
- 2008年11月 LOCOG が「持続可能な原材料調達規則」発表
- 2009年9月 「BS8901」改訂
- 2009年12月 LOCOG が「ロンドン2012 持続可能性方針：Towards a One Planet 2012」
第2版発表
- 2009年12月 LOCOG が「持続可能な原材料調達規則」第2版発表
- 2010年5月 ODA が交通整備計画でBS8901 認証登録
- 2011年4月 LOCOG が「ロンドン2012 持続可能性報告書」発行
- 2011年7月 LOCOG が「持続可能な原材料調達規則」第3版発表
- 2011年9月 LOCOG がBS8901 認証登録
- 2011年10月 ODA が「持続可能な開発戦略」発行
- 2012年4月 大ロンドン庁も市の運營業務についてBS8901 認証登録
- 2012年4月 LOCOG が「ロンドン2012 競技大会前 持続可能性報告書」発行
- 2012年6月 「ISO20121」発行（BS8901 を基にした国際標準規格）
LOCOG と ODA がBS8901 から移行
- 2012年7月 ロンドン大会開幕
- 2012年12月 LOCOG が「ロンドン2012 競技大会後 持続可能性報告書」発行

ロンドン大会で持続可能性に取り組んだチームは、当初は、BS8901 や ISO20121 のような指針もなく、手探りのスタートでしたが、単なるエコ五輪（green Games）にならないように、持続可能性を網羅的にホリスティックに捉えようと努めたということです。⁵⁾ こうした取り組みの結果、それぞれの基本テーマで、定量化可能な成果を達成しています。

もうひとつ重要なことは、こうした戦略的アプローチの結果、レガシーとしてロンドンの活性化につながっていることです。世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、ロンドンでは2012年から3年連続で1位と評価されています。

舛添都知事は、2014年10月末のロンドン視察を終えて東京オリンピック関係者の中で「オリンピックが終わってどうするのですか」ということの議論がまだ十分」ではないことに危機感を覚えたようです。⁶⁾

4. サステナビリティ視点から見たレガシーの残し方

現在足踏みしているとされるアベノミクス第3の矢は、既存のルールを変えること（構造改革）ですが、以上の検討から見えてくるのは、サステナビリティ視点に立つことによって、持続可能な成長につながるレガシーを東京や日本に残す可能性が広がるということです。ここでは、エネルギー、持続可能な調達、土地利用の観点から具体的に検証し、構造改革による持続可能な成長の萌芽を見つけたいと思います。

① エネルギー

東京オリンピックの気候変動対策として、再生可能エネルギーの導入を促進し、グリーン電力証書の利用等によって、カーボンニュートラルを目指すことが提案されています。一方で、国際的に低いとされる日本の建築物の断熱性能等の改善による負荷の低減の視点が抜け落ちています。ちなみに、カーボンニュートラルはロンドン大会でも当初掲げられましたが、測定範囲の設定と検証が困難ということで、低炭素に目標が変更されています。

2014年4月に閣議決定した新たなエネルギー基本計画では、2020年までに新築建築物について段階的に省エネ基準の適合を義務化することが盛り込まれました。これを受けて、2014年12月18日に国土交通省から住宅や建築物の省エネ基準適合義務化のあり方が提案されました。対応能力が低い事業者への配慮から段階的に義務化するようですが、東京オリンピック関連事業では先行して高い基準の導入と事業者の能力向上支援によって、エネルギー効率化、創エネに加えて、高断熱化ビジネスというレガシーを残すべきと考えます。

これにより東京の一次エネルギー消費量が削減すれば、近年の都市部での短期集中豪雨の原因のとされるヒートアイランド現象の緩和につながり、パッシブな国土強靱化策にもなります。

② 持続可能な調達

ロンドン大会では、LOCOG と ODA とともに持続可能な原材料調達を進めました。たとえば木材及び木材製品については合法性と持続可能性が確認されたものとし、とくにオリンピックパークでは、100%認証材（FSC と PEFC）使用を達成しています。⁷⁾ 欧米ではすでに、違法木材が流通しないように米国レーシー法（2008年）、EU木材法（2010年）によって規制しています。

日本政府は規制による合法性確認についてこれまで明確な姿勢を示しておらず、環境 NGO や国産材や認証材を供給及び使用する事業者から疑問の声が上がっていました。

2014年12月15日にグリーン購入法に基づく特定調達品目検討会において、コンクリート型枠用合板を追加することが政府より提案されました。⁸⁾ 林野庁によれば、合板型枠の市場規模のほとんどが輸入製品ですが、今後国内合板メーカーの供給能力を上げることによって、2017年末までに市場の3分の1をまかなえると試算しています。

構造用合板についてはすでに2006年に登録されていますが、今回合板型枠登録も閣議決定されれば、

日本の合法性確認規制が強化され、結果として国産材、認証材の利用が促進されます。従前よりこれらを積極的に使用してきた事業者にとっては、成長の機会がもたらされます。また、国産材の利用促進は森林整備につながり、これもパッシブな国土強靱化策になります。

東京オリンピック関連事業では、ロンドン大会がベンチマークになると、合法性確認のみでは不十分ということになるでしょう。国産材、認証材の利用などグリーン購入法を超える基準を設定する必要があります。

また、東京オリンピックで使用される食料品、日用品、衣料品の原料についても課題になると思われます。多くの食料品、日用品に使用されているパーム油、EUでは禁止されているネオニコチノイド系農薬の使用が緩和される国産農産物、環境汚染と児童労働等が問題となっているコットン、等々、サステナビリティの視点に立って組織委員会がどのような基準を設定するによって、持続可能な成長へのレガシーが変わってきます。

③ 土地利用

ODAは2008年に「生物多様性行動計画」を策定し、ロンドン・オリンピック・パークの整備をすすめました。産業革命以来の土壌汚染が蓄積した工場跡地が大半であった246ヘクタールの土地を、多くの生物の生息空間に変え、過去100年間で欧州最大の公園にしたのです。⁹⁾

例えば、整備の際の保護対策として、生物が生息している場所は、現場にいる生態学者が文書で了解しない限り、どこも壊すことはできないルールを適用しました。4千匹のイモリを、安全な池に移動させたり、丸太の壁で無脊椎動物が新たな生息地に避難できるようにしたり、希少種に限定しない数多くの保護対策の積み重ねによって、生物多様性の大きな向上を実現しています。

東京オリンピックの立候補ファイルには、競技会場・選手村が整備される臨海部の緑化面積以外には、生物多様性に関する言及はありません。少なくとも東京都が策定している生物多様性地域戦略「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（2012年）を踏まえた具体策が求められます。

また、臨海部の緑化以上に、皇居を核とする生態系ネットワークの構築（新国立競技場も含む）はレガシーとなり、観光都市としての価値も向上させることにつながります。また、生物多様性を向上させる土地利用は、都市型洪水を抑制するLow Impact Developmentと考えられており、これもパッシブな国土強靱化策になります。

5. 最後に

本稿で、IOCのビジョンを踏まえて検討した持続可能な成長への処方箋は、従来の開発やビジネスのモデルの作り直しの必要性を示唆しています。こうしたアプローチは、自然資本（空気、水、土地、森林、生物多様性、等）を豊かにするグリーン経済として国際的に議論が進んでいます。

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標では「遅くとも2020年までに、... 生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。」とあり、既存の有害な岩盤規制の撤廃が国際公約として求められています。

東京オリンピックを実戦の場としてサステナビリティ視点で構造改革をすすめられるかどうか、2020年以降の日本のあり方に多大なる影響を及ぼすと考えます。

参考文献

- 1) “Olympic Agenda 2020 - Context and Background” , IOC (2014年11月18日)
- 2) “IOC prez wants to change bidding” , The Associated Press (2013年9月11日)
- 3) “Sports and Sustainability” , FOCUS, IOC (2011年4月)
- 4) 「持続可能なオリンピックのマネジメント」、宮崎正浩、跡見学園女子大学マネジメント学部紀要、第18号、pp41-60 (2014年7月25日)
- 5) “London 2012 Post Games Sustainability Report - A legacy of change” , LOCOG (2012年12月21日)
- 6) 「舛添知事定例記者会見」、東京都、(2014年11月4日)
- 7) “Promoting Legal and Sustainable Timber” , Chatham House (2014年9月)
- 8) 「環境物品等の調達に関する基本方針の見直しの概要(案)」、環境省 (2014年12月15日)
- 9) “Olympic Park Biodiversity Action Plan” , ODA (2008年10月)

株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
環境リスクを、企業経営リスクとして捉える環境リスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 (環境G)
TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の環境 CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2015